廃棄物行政のうごき

廃棄物処理法基本方針及び 廃棄物処理施設整備計画の概要



環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長 松崎 裕司

1. はじめに

昨年6月に廃棄物の減量その他その適正な処 理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図 るための基本的な方針(以下「基本方針」とい う。)が改訂されるとともに、2023年度から 2027年度までを計画期間とする新たな廃棄物 処理施設整備計画(以下「施設整備計画」とい う。) が閣議決定された。基本方針は、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号) 第5条の2に基づき、環境大臣は、 廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物 の減量その他その適正な処理に関する施策の総 合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方 針を定めるものである。施設整備計画は、公共 または公共関与の廃棄物処理施設整備につい て、計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第 5条の3に基づき、5年ごとに策定される。昨 年策定された基本方針の概要を図1に施設整 備計画の概要を図2に示している。本稿では、 廃棄物処理施設に関わる内容を中心に説明す る。

2. 基本方針の改訂内容について

近年、2050年カーボンニュートラルに向け

た脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、 ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促 進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化してい ることを踏まえ所要の変更を行った。具体的に は、廃棄物分野における脱炭素化の推進、廃棄 物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技 術の活用等による動静脈連携に関わる事項の内 容の充実を図っている。廃棄物分野における脱 炭素化の推進については、適正処理の確保を基 本としつつ、資源循環と脱炭素の両立に向けて、 金属やプラスチックをはじめとする各種資源の 脱炭素型リサイクル設備の導入を支援すること を通して、資源が集積する廃棄物処理施設を循 環資源の供給拠点として位置付け、その整備を 推進する方針等を追加している。廃棄物処理施 設整備の広域化・集約化については、持続可能 な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係 る計画を策定・更新に係る記載や必要に応じて 二以上の都道府県の区域における広域化・集約 化についても考慮することについて記載を充実 している。また、デジタル技術の活用等による 動静脈連携に関わる事項については、デジタル 技術の活用等により、静脈側の廃棄物処理・リ サイクルの取組と動脈側の製造・販売の取組を

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための 基本的な方針」の変更の概要



■ 背景・経緯

- 前回変更(平成28年改正)以降、2050カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推 進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化。
- 今般「廃棄物処理施設整備計画」が検討時期を迎えていることを踏まえ、整備計画の検討に合わせ、所要の見直しを 実施。

■ 主な変更ポイント

- 廃棄物分野における脱炭素化の推進
- ▶ 廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
- ➤ デジタル技術の活用等による動静脈連携
- ▶ その他事項
 - ✓ 廃棄物減量化目標等の数値目標は、今後循環基本計画の議論と併せて検討(変更案の数値目標は第4次循 環基本計画等で示す目標年度・目標値)
 - ✓「プラスチック資源循環の推進」の項目等追加

図1 基本方針の概要

廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)の全体像



- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の 視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 脱炭素・資源循環 の一体的推進
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、 「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加
- ●「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価 値の多面性に着目しつつ深化。

基本的 理念

- (1) 基本原則に基づいた 3 Rの推進 と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的 かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの 推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的 な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事入札及び契約の適 正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- ■ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率):20%→28%
- (補助指標)
 一般廃棄物の排出量
 プラスチックの資源回収量
- 廃プラスチックのリサイケルの促進によるCO2排出削減量
- ■一般廃棄物最終処分場の残余年数:2020年度の水準(22年分)を維持
- 一般廃棄物最終処分場の残余容量
- ■期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値:20%→22%
- (補助指標)
- 一般廃棄物情却施設の平均処理能力
- 一般展集物検証施設におけるごみ処理量当たりの余熱利用量(発電利用を除く) 分別末他施設における正理処理量 一般展集物検証施設における廃棄物発電の導入によるCO2排出削減量
- ■浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率:58%→76%以上
- 浄化槽台帳により維持管理情報(保守点検・清掃・法定検査)を把握している都進将県数
- ■先進的省エネ型浄化槽導入基数:家庭用33·7基万基、中·大型9千基7千基 ・浄化槽の省エネルギー化によるCO2排出削減量

図2 施設整備計画の概要

有機的につなげ、循環経済を確立するため、サプライチェーン全体で資源循環の取組を積極的 に進めていくことの重要性等の内容を追加して いる。

3. 新たに策定した施設整備計画の内容について

施設整備計画については、基本方針に即して 定めることとされていることから廃棄物処理を 取り巻く情勢変化を踏まえた内容としている。 大きな方向性としては、2050年カーボンニュ ートラルに向けた脱炭素化の視点や災害時含め た循環型社会実現に向けた資源循環の強化の視 点を追加するとともに、廃棄物処理施設の創出 する価値の多面性に着目しつつ地域循環共生圏 の構築に向けた取組を深化させている。その上 で、以下の3つの基本的理念を掲げている。

(基本的理念)

- ●基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会 の実現に向けた資源循環の強化
- ●災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ●脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

基本的理念のうち、「基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」については、循環型社会の実現には、更なる排出抑制の取組に加え、リサイクルの高度化や地域における循環システムの構築、再生材の供給等により資源循環の取組を強化する必要があること。その際、循環経済への移行により達成できる取組についてはその方向を目指しつつ、社会共通の基盤として求められる廃棄物処理施設の整備の取組を含めて、循環型社会の実現を目指す旨が掲げられている。

「災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」 については、持続可能な適正処理を確保する観 点から中期的な視点で廃棄物処理体制の在り方 を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進することの必要性や廃棄物の適正処理を確保しつつ人口減少を見据えて将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう、計画的かつ適切に進めていく必要性を明示している。

また、「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の 構築に向けた取組 | については、廃棄物の焼却 時に廃棄物発電等の熱回収を行うことや、廃棄 物系バイオマスのメタン発酵で得られるメタン の回収及びこれを用いた発電や熱源としての活 用、燃料としての利用等によるエネルギー起源 CO。の削減や、資源循環の取組等を通じた他分 野における温室効果ガス排出量の削減に貢献に 資することに加え、2050年カーボンニュート ラルの実現に向けて、更なる排出抑制の取組に より焼却等に伴う温室効果ガスを削減するほ か、熱回収の高度化や、今後の技術開発の動向 も踏まえて、将来的には、廃棄物の焼却により 発生する CO。の回収・有効利用・貯留 (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage: CCUS)等の技術の導入による脱炭素化の推進 への期待についても触れられている。

上記で紹介した3つの基本的理念を軸とし、 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的 かつ効率的な実施及び運営のための考え方を以 下の7つの事項にまとめ、施設整備の方向性を 明示している。

(廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果 的かつ効率的な実施及び運営のための考え方)

- ●市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3Rの推進と資源循環の強化
 - ➤各素材の資源循環を強化することで、廃棄 物分野からの素材・原料等の供給により、 3R + Renewable をはじめとする循環経済

- への移行にも寄与するとともに、ライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減にも貢献することが期待される。
- ➤必要に応じてデジタル技術も活用し、選別 システムや再資源化技術の高度化・効率化 及び分散型の資源回収拠点の整備等により、3Rの推進と資源循環の強化に努める。
- 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・ 効率的な施設整備及び運営
 - ➤ 広域化・集約化に向けたより一層の取組が 必要となっており、広域化・集約化による 施設の大規模化が難しい地域においても、 地域の特性に応じた効果的なエネルギー回 収技術の導入等の取組を促進することが求 められる。また、広域化・集約化に当たっ ては、資源回収機能や中継機能を有する施 設の整備も含めた検討が必要となる。
 - ➤長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備による建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、 更新需要の平準化等の一層の推進が必要である。
 - ➤改正浄化槽法に基づく措置等を進め、合併 処理浄化槽への転換をさらに促進する。浄 化槽台帳による維持管理情報の把握、デジ タル化等による効果的なデータ収集等によ り単独転換や浄化槽の管理向上を図る。
- ●廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
 - →プラスチック使用製品廃棄物等の排出抑制 及び素材・原料への再生利用の推進、更な るエネルギー回収効率の向上や広域化・集 約化による施設の大規模化を進めることが 重要であるほか、供給可能な蒸気条件に応 じ、産業施設における大規模熱利用や農業、 商業施設との連携、小規模の廃棄物処理施 設における地域特性に応じたメタン発酵等 の効果的なエネルギー回収技術の導入な ど、地域の特性に応じた取組を促進する必

要がある。

- ➤ 3R + Renewable による取組等を進めてもなお残る温室効果ガスの排出に対して、将来的には、焼却処理と CCUS 等の技術を組み合わせることや熱分解による原料・燃料製造を含むカーボンリサイクル技術等により、廃棄物処理システムの脱炭素化を推進することが期待される。これについては、新たな技術の開発やそれらの普及も念頭に、今後の技術動向に柔軟に対応していくことが必要である。
- ➤家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化 促進や再生可能エネルギー導入により浄化 槽システム全体の脱炭素化を図る。
- ●地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
 - ➤社会状況の変化や地域の課題に対応し、地域社会インフラとしての機能を一層高めることで、適正処理の確保を前提としつつ、循環計画で示された多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。
 - ➤廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、資源循環に関わる民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、リユース拠点としての活用、環境教育・環境学習機会の提供等、地域の課題解決や地域活性化に貢献することが考えられる。
 - ➤廃棄物系バイオマスについては、メタンガス化施設とごみ焼却施設とを併設したコンバインド (ハイブリッド) 方式によるエネルギー回収・多段的な利用や、生ごみやし尿処理汚泥等とあわせたメタン発酵などにより、地域の実情に応じた効率的な利活用

を進める。

➤廃棄物処理システムを活用したまちづくり を地域の総合計画や都市計画マスタープラ ン等と連携することや、産業誘致型の立地 選定プロセスを採ることも考えられる。

●災害対策の強化

- ▶地域の核となる廃棄物処理施設においては、災害の激甚化・頻発化等によって稼働不能とならないよう対策の検討や準備を実施し、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等も推進することで、災害発生からの早期復旧のための核として、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ▶市町村においては、平時の備えとして、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に努めるとともに、気候変動の影響や適応に関する意識の醸成、関係部局等との連携体制の構築等を含め、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。
- ▶浄化槽に関しては、災害時の避難所等におけるトイレ等の生活環境を整備するため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設において太陽光発電等による自立・分散型エネルギーの確保等を行いつつ、合併処理浄化槽の整備を進めることが必要である。
- ●地域住民等の理解と協力・参画の確保
 - ➤施設の安全性等の情報のほか、災害時の対応や施設の多面的価値等についても住民や事業者に説明し、理解と協力を得るよう努める。また、資源回収の徹底に向け、幅広い国民の参画を得るために、周知や利便性の高い回収方法の提供を実施する。
- ●廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
 - ▶入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質

確保法に基づき、総合評価落札方式の導入 を推進する。

4. おわりに

今回ご紹介したこれらの取組を実施するに当たっては、施設整備のできるだけ早い段階から様々な関係者が連携し、廃棄物エネルギーを活用した地域産業の振興や防災拠点としての活用など、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備が進むよう計画が策定されることが必要となってくる。環境省として、これらの取組がより一層進展するよう財政的・技術的支援を引き続き行っていく。